

県民の皆様へのお願い（令和3年1月8日）

1月7日、新型コロナウイルス政府対策本部（本部長：菅総理大臣）より、当該ウイルスの全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして「緊急事態宣言」が出されました。期間は、1月8日（金）から2月7日（日）までの間、区域は、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県です。

また、本県においても、年末年始より感染者が増加傾向にあり、県外からのウイルスの持ち込みや若年層を中心に複数人での飲食後、家族や友人に感染が広がるといった事例が見受けられます。

これらの状況を踏まえ、下記のとおり「県民の皆様へのお願い」をとりまとめましたので、県民の皆様におかれましては、さらに御留意のもと行動いただきますようお願いいたします。

- ・ **緊急事態宣言が発出された首都圏 1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への往来は控える**
- ・ **特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない**
- ・ **遅くまで集団で会食・宿泊をしない**
- ・ **成人式など行事の前後は会食を控える**

これまでの下記の項目についても、御留意いただきますようお願いいたします

- ・ 高齢者は、カラオケ、ダンスなどの大規模な催しへの参加を控える
- ・ 医療、福祉施設の職員は家族以外との会食を控える
◇ ◇
- ・ 症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- ・ 事業所では発熱チェック
- ・ 病院、福祉施設サービスは特に注意
◇ ◇
- ・ 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
◇ ◇
- ・ 濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- ・ 医療機関は、まずコロナを疑う

なお、大阪府が府民に向けて要請している不要不急の外出自粛は、1月31日まで延長されていますので、引き続き大阪府への不要不急の外出は控えていただきますようお願いいたします。

また、感染が拡大している地域から帰省等される方は、重症化しやすい高齢者等へ感染させないように、より感染拡大防止を心掛けた行動をお願いいたします。

- ・ **できる限り、大阪府への不要不急の外出は控えるようお願いします**
※期間：大阪府が府民へ不要不急の外出の自粛を要請している期間
(令和2年12月4日～**令和3年1月31日**)
※通勤や通学などで出かける場合は、基本的な感染症対策を徹底してください
- ・ **感染が拡大している地域から、帰省等される方は、高齢者等へ感染させないような行動をお願いします**

緊急事態宣言が発出された首都圏 1 都 3 県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への往来は控える

- ・緊急事態宣言が解除されるまでの間、首都圏 1 都 3 県への往来は控えてください。

特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない

- ・首都圏以外でも、特に感染が拡大している地域にお出かけの際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗い等）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控えてください。

遅くまで集団で会食・宿泊をしない

- ・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食し、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染するケースも見受けられます。そのような行動は控えてください。

成人式など行事の前後は会食を控える

- ・年末年始より、若年層を中心に集団での会食後、家族や友人等に感染が広がっています。特に成人式前後に、友人や知人との集団での会食は控えてください。

高齢者は、カラオケ、ダンスなどの大規模な催しへの参加を控える

- ・高齢者がカラオケ等の催しに参加したことで感染したと疑われる事例が見受けられます。感染によって重症化しやすい高齢者の皆様は、マスクを着用しないまま長時間の接触機会や、感染症対策がしっかりと取られていない場所への参加を控えてください。

医療、福祉施設の職員は家族以外との会食を控える

- ・会食等に参加したことで感染する事例が見受けられます。特に医療機関や福祉施設の職員は、基礎疾患を抱える方や高齢者等の感染により重症化しやすい方との接触の機会が多くなるため、ウイルスを持ち込むことがないように当面の間、感染リスクの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控えてください。

症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診

- ・発熱や倦怠感等の症状があるにも関わらず出勤し、周りに感染を拡げてしまったケースが多く見受けられます。これまでも繰り返しお願いしてきたところですが、軽微な症状であっても放置することなく、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談してください。なお、かかりつけ医がなく、どこを受診すればよいかわからない場合は、受診相談窓口(県内各保健所・和歌山県コールセンター・受診医療機関)に相談してください。

※受診相談窓口の受付時間など、詳しくは県 HP をご確認ください

事業所では発熱チェック

- ・事業所においても従業員の発熱等のチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応をお願いします。

病院、福祉施設サービスは特に注意

- ・病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう、特に注意してください。
また、訪問介護や通所サービスの職員やケアマネージャーも含め、御自身での感染症対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱のチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

- ・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようにお願いしています。多くの事業所ではガイドラインを遵守されていますが、すべての事業所でガイドラインの遵守をお願いします。また感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。

濃厚接触者は陰性でもさらに注意

- ・本県では濃厚接触者の早期発見、早期 PCR 検査を実施しています。そのため、濃厚接触者が 1 回目の PCR 検査で陰性となっても、2 週間の経過観察中に陽性になったケースが見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

医療機関は、まずコロナを疑う

- ・医療機関、特にクリニックの皆様は、咳や微熱等の軽微な症状であっても、まずは新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますよう、お願いします。